

厚生委員会会議録

平成24年5月15日(火)

(開会)10:02

(閉会)11:41

案 件

1. 市立病院の運営について
2. 高齢者福祉対策について
3. 子育て環境について

報告事項

1. ケースワーカー嘱託職員の採用状況について (保護第1課)
2. 筑穂老人福祉センターのボイラー故障について (高齢者支援課)
3. 公用車による交通事故発生の報告について (高齢者支援課)
4. 飯塚市障がい者福祉計画の策定について (社会・障がい者福祉課)
5. 飯塚市地域福祉計画の策定について (社会・障がい者福祉課)
6. 第28回飯塚市国際車いすテニス大会の開催について (社会・障がい者福祉課)

委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

平成23年6月、9月、平成24年3月の本会議において、「請願第1号 明星寺地区採石場周辺市道における大型車両(車幅2.5m以上)の通行禁止を求める請願」の審査や関係する一般質問等における執行部の答弁に誤りがあったことが判明しております。

この件について、市長より議長に対して来たる6月議会において、訂正説明並びに陳謝をしたい旨の申し出がっておりますが、本会議における答弁は全議員に及ぶところですので、まずは各常任委員会においても訂正説明を受けることといたしました。

本件について、執行部の発言を許します。

副市長

大変申し訳ありませんが「明星寺地区採石場周辺市道における車両制限問題」に関し、本会議上並びに経済建設委員会での執行部の答弁に、誤りがあることが判明いたしましたので、お詫び申し上げますと共に訂正をお願いするものであります。

誠に申し訳ありませんでした。

詳細につきましては、担当部署より説明をいたさせます。よろしくお願い致します。

都市建設部長

平成23年6月30日、本会議に上程され、経済建設委員会での審査を経て採択されました「明星寺地区採石場周辺市道における大型車両(車幅2.5m以上)の通行禁止を求める請願」に関する質疑、質問等に対しまして、本会議並びに同委員会において誤った答弁をしていましたことをお詫び申し上げます。

当初現地測量時の初歩的な道路幅の転記ミスにより、入り口から300メートル以内に離合可能な箇所があり、大型車が通行可能な道路としておりましたが、地元立会での現地再測の結果、車両の制限を受ける道路であることが判明したものであります。これまで誤った答弁をしてきたことに対し、議会、委員会、地域住民の皆様には深く陳謝し、猛省いたすところであります。今後は職員一同業務の遂行にあたり、なお一層適切な道路行政に努めていきたいと考えております。誠に申し訳ありませんでした。

また、関係職員につきましては、5月10日に処分が言い渡された所でございます。

なお、「産業廃棄物処理施設の設置に係る環境調査書の意見書に対する見解書」についての

市の意見書提出にあたり、市民環境部 環境整備課に当該道路が、通行する車両に対して制限を受ける道路であることが判明した事を伝え、環境整備課ではその内容についても意見書に反映し、その提出期限である4月5日付で4月12日に、県へ提出されております。

土木管理課長

「明星寺地区採石場周辺市道における大型車両（車幅2.5m以上）の通行禁止を求める請願」に関し、本会議並びに経済建設委員会での答弁内容につきまして、誤りが判明いたしましたのでご説明申し上げます。

配布しております資料をご参照ください。請願書にあります明星寺団地北側の道路の平面図でございます。右側が団地東側入口となっております。中央部に赤色で表示しております団地東側入口より300メートルの箇所でございますが、昨年7月に開催された経済建設委員会に提出してありました資料には下段に表記していますように、21メートルの区間は車道幅員が5メートル以上としておりました。しかし、今回現地精測の結果、車道幅員が5メートル未満であることが判明し、300メートル以内の区間に離合できる場所がなく、車両制限令により、車道幅員の2分の1を超える車輛の通行が制限を受ける道路となったものであります。これまで、当該道路は300メートル以内に車道幅員5メートル以上の離合場所があるため、大型車が通行可能な道路と誤って答弁しておりましたので、訂正させていただくものであります。

また、道路幅員における車道幅員の考え方につきましても、車道幅員は道路幅員より左右の路肩幅を除いた幅員となるものであり、L形溝は路肩に含まれ、車道幅員には含まれないものであります。併せて訂正をさせていただくものであります。

現地の測量データの誤記や再確認を怠るミス等が重なり、車両の通行制限に関して誤った判断をしてきたことに対して、議会、並びに地元の皆様に深く陳謝をいたすところであります。

なお、大型車を通行させている事業者には、車両制限令により大型車の通行が制限される道路である事を文書で通知し、法の遵守を行うとともに、5月25日までに措置を行うよう指示書を送付いたしております。

今後はこのようなミスが二度と起こらないようチェック体制を整え、業務に努めて参りたいと考えております。誠に申し訳ありませんでした。

委員長

本件については、6月議会において正式に取り扱われますので、質疑等はその際に行っていただきますようお願いいたします。都市建設部の皆さんは退席をされて結構でございます。

それでは「市立病院の運営について」を議題といたします。「市立病院の現状について」、執行部の説明を求めます。

健康増進課長

市立病院の現状についてご説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。1ページは医師及び看護師の状況となっております、まず医師数からご説明をいたします。移譲前の平成20年3月31日現在の労災病院の状況から本年度の4月1日までの各年度の状況を記載いたしております。平成23年4月1日と平成24年4月1日を比較いたしますと常勤では外科が1名の減、泌尿器科が1名減、眼科が1名の増、リハビリ科が1名の増、新設された胸部外科1名を加えまして合計1名増の27名となっております。非常勤では、内科が1名減、泌尿器科が1名減、眼科が1名減となっております。下段の看護師につきましては、正規職員では、正看護師が8名増、臨時職員は2名増、合計で10名増の184名となっております。

続きまして、患者数の状況についてご説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。平成21年度から23年度までの各年度の合計患者数

及び前年度との差引を記載いたしております。表の1列目が診療科、患者数の合計、一日あたり患者数、病床利用率、平均在院日数、診療日数となっております。22年度と23年度の一日当たりの患者数で比較いたしますと、23年度は入院患者数186.6人、外来患者数441.0人で22年度の入院患者数204.8人と比較しますと18.2人の減、外来患者数417.2人と比較しますと23.9人の増となっております。

診療科別で比較いたしますと、入院では内科が4,194人減で11.5%減、外科が4,038人減で23.59%減、整形外科が1,960人増で11.3%増と大きく変動いたしております。また、外来では、整形外科が3,517人増で21.8%増、皮膚科が1,880人増で37.0%の増、リハビリ科が1,310人増で4.6%の増となっております。

資料の3ページをお願いいたします。一日平均患者数の21年度から23年度まで各月の推移をグラフにしたものでございます。上段の3つが外来患者数、下段の3つが入院患者数となっております。収支状況につきましては、今月末が報告期限となっておりますので、提出がありましたら後日委員会で報告をさせていただきます。

続きまして、市立病院建替事業についてご説明いたします。ようやく建築設計業務委託の基本設計部分が3月28日に完了いたしましたので、その概要を説明いたします。

資料の4ページをお願いいたします。4ページは、設計の基本方針を記載しております。まず計画の基本方針といたしましては、ここに5つ掲げておりまして、実現性のある建て替え計画、医療機能の強化、患者さんに親しまれる病院、職員が働きやすい病院、持続性のある病院、この5つを基本方針として掲げております。

次に5、6ページは、建物の概要でございます。本館は、8階建てで、現在の北棟、中央棟、西病棟、東病棟、検査レントゲン棟に分散していましたが入院、外来、検査機能を集中させております。また、医局、事務管理部門及びリハビリ部門につきましては、東病棟、北棟の既存施設を活用することとし、それ以外の施設は解体し駐車場として整備することにしております。

7ページは、配置図となっております。中央部分が今回新築いたします8階建ての本館となっており、現在、正面玄関のある北棟とは2階部分を連絡通路で結ぶ予定にしております。既存の東病棟の北側を検査レントゲン棟、ボイラー棟等を解体いたしまして、駐車場とする予定でございます。

8ページは本館の完成イメージ図、9ページは工程表、10ページが施工計画となっております。今回の建て替え計画では、既存施設の一部を活用した計画になっておりますので、診療を継続しながらの工事となっております。

10ページの施工計画をお願いいたします。まず、第一ステップとして本館の建設。第二ステップとして事務棟、西病棟の解体及び診療リハビリ棟、東病棟の改修。第三ステップとして検査レントゲン棟、ボイラー棟等を解体し、外構、駐車場、ロータリーを整備いたしまして完成となります。このように複雑な工程となりますので、患者の皆様にはできるだけご迷惑のかわからないように注意して工事を進めていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

藤浦委員

今説明がありましたけれど、4ページの設計基本方針、これは医療機関側との整合性というか、医療機関側から計画的なものが出されているのか、市としてこういうふうな基本計画の方針というものをつくっておられるのか、どちらでしょうか。

健康増進課長

設計の基本方針につきましては、プロポーザル方式で今回基本設計の業者を決めたわけでご

ざいますが、その前段で本市の考え方と病院側の考え方をすり合わせたなかで、このような基本方針を設定させていただいております。

藤浦委員

両者できちんとした協議がなされているというようなことですね。これですね、地域との連携というようなことも書かれていますけれど、この地域との連携というのは、地元の開業医さんなどがたくさんありますよね。そういったところとの連携なんかはやっぱり基本的には重きを置く部分ではなかろうかというふうに思うんですよ。その辺のところはどうなんですか。今現在、ずっと診療をされていますけれど、今までの状況の中でこういった地域との医療機関との連携というのは上手くいっているんですか。

健康増進課長

地域の医院との連携でございますが、市立病院と地域の各医院とは年2回ほど会議も催しておりますし、市立病医院へ患者さんの紹介と逆に退院後の紹介という形での連携は密に取っております。現実には市立病院は二次医療機関でございますし、検査機器もかなり充実しております、そこで一次医療の各医院から検査部門の依頼等がかなりきているというふうなことは聞いております。

藤浦委員

もちろんですね、患者さんの紹介、開業医から市立病院に対して、あるいは市立病院から地元に戻ったときの地域の医療機関に対しての紹介だけでは意味がないと思うんですよ。やっぱりその患者さんに応じた治療方針をお互いにきちんと連絡を密に取り合うというようなことなんかは本当になされているのかというのが、1つちょっと懸念される部分があるわけですよ。患者さんに親しまれる病院というようなことで、地域の人々に利用しやすい新しい病院の顔づくりということになっていきますけれど、顔だけつくっても中身が伴っていなければ、医療機関としての本当の役割というのは果たせないというふうに思うんですよね。これは、なぜこういうことを申し上げるのかというのはもう課長もご存じだというふうに思いますけれど、患者さんからですね、いろいろなお声が上がっています。大変重篤な問題を引き起こしているというようなことも聞きますので、そういったところの問題点というのをもっと掘り下げて、きちんと医療機関との連携を密にさせていただかないと、今後ちょっと大きな問題を引き起こす可能性があるような事実もありますので、そういったところをどういうふうな指導体制を市として考えておられるのか、その辺のところをきちんとお答えをいただきたい。

健康増進課長

まず、医療機関からの紹介の段階で受け入れ、そこで情報の共有がうまくできなければ、当然先ほど質問委員がおっしゃられるような問題も生じてくるのではないかと考えております。今病院内でもそういった案件については、幹部組織でそういった問題点の掘り下げといいますか、そういったものの情報の共有、それとそういったものが発生すれば当然市の方に連絡をしていただくというようなかたちにはなっておりますが、そこが十分であったかどうか、今委員がおっしゃっている中でそういったものが十分できていたかどうかという検証も今している段階でございます。それで今後の考え方といたしましては、密に患者さんの情報共有もそうですし、医院とのそういった情報の共有、それと病院側と飯塚市とちゃんとした情報の共有ができるように構築を再度していきたいと思っております。

藤浦委員

これはまたちょっといろいろとですね、私なりに調べさせていただきたいこともあるんですが、今一番やっぱり苦労されているのは医師数をそろえるというようなところで大変ご苦労なさっているというのもよくわかります。しかし、このドクターに関して数だけそろえればいいという問題ではないと思うんですよね。ドクターが施設長なり、こちらの行政としての思いというものも、きちんと理解をしていただいて、中核の医療機関としての自覚というものを

もっていただくようなそういった話し合いというのをきちんとしていただきたいなというふうに思います。これは要望です。

委員長

他に質疑ありませんか。

江口委員

その医師数に関して改めてご紹介いただきたいんですが、前回の3月議会開会中でしたか、その前の閉会中の際にお聞きしたときには、地域医療振興協会から派遣の医師に関しては1名というお話でございました。それについて変更がないのか、また改めてどの医師がそこにあたるのかをお知らせください。

健康増進課長

前回、派遣医師について1名ということでしたが、それは変わっておりません。循環器系の医師を1名、派遣をしていただいております。それに関連して前回の委員会の方で質問委員がお尋ねの件をあわせてお答えさせていただきたいと思っておりますけれど、非常勤医の医師を常勤換算したらどの程度の人数になるのかということをおっしゃっていましたが、4月現在の非常勤医師が26名おりますが、その分の常勤換算としては5.05人ということになっております。

江口委員

振興協会からは1名は変わらず、常勤換算をすると5.05人ということですので27人と足すと常勤医師の配置計画の32人にはなるんですが、それでもやっぱり心配は残ると思っています。そこでなんですが、現在、母体であるというか、経営主体である振興協会はこの飯塚市立病院の医師の確保に向けて、どのような努力を日々おこなっており、それについて市側にもどのように連絡がっているのか。その部分に関して昨年1年で結構ですので、こういった動きをやっているというふうに報告を受けているという段階で結構ですので、お知らせいただけますか。

健康増進課長

まず、医師の確保の努力部分といいますか、それは福岡県内にあります医学部の医局関係に管理者、部長クラスを派遣して招へいに努めているところでございます。具体的に何回かというのは今手元にはございませんけれども、実際に今常勤医師の確保の問題というのは脳神経外科の部分が最大の懸案となっております。幸い、今まで懸案となっておりましたリハビリ科につきましては、本年4月から1名確保することができました。それで脳神経外科も配置計画では1名となっておりますけれども、手術をするということであれば3人くらいの常勤医師を確保しなければ運営していけない。その部分で考えますと神経外科とか、整形外科、そういった部門につきましては、なかなか医者の確保がどこの病院でも難しいという現状でございます。そうはいつでも確保に向けては、今後とも飯塚市、市長副市長も含めまして医局の方にも過去に相談にいらった経緯もございますので、今後ともそういった方向性を持って確保に努めていきたいというふうに考えております。

江口委員

今お話の中では、県内の医学部の医局に対して管理者が訪問してというお話がございました。振興協会としては、回数については手元にはないんですけどというお話でしたが、それ以外の活動に関してはどうでしょう、ないのかどうかですね。それと市側の動きのご紹介がありました。昨年度はその動きとしてはどの程度というのがございましたらお知らせください。

健康増進課長

まず協会本部の動きでございますが、協会本部は今現実には先ほど申しましたように、1人派遣をしていただいております。それで本部の方では、自治医科大学の卒業生で構成しておりますので専門医という部分ではかなり難しくございます。それで県内の各医学部、医局に直接市

立病院の方からお願いにいくという状況でございます。市側の状況でございますが、今自治医科大学関係の卒業生の研修生としての受け入れを県の方にお願いをして、派遣をしていただいております。その部分については部長、それと私も含めまして県の方に外向きまして、お願いをしているところでございます。

江口委員

やはりこの医師の問題については、藤浦委員も言われたように非常に厳しいという状況があるのは存じていますが、けれどもここにお願いをするときに前提がございましたよね。本当に協会としてきちんとやっていただけているのかどうなのかに関しては、疑問を持たざるを得ないような案件がいくつか出てきております。その点についてどのように把握をしておられるのかお聞かせください。

委員長

もう一度具体的にお願いします。

江口委員

地域医療振興協会について、当初より私どもはお願いをしてきているわけですが、自治医科大学の卒業生からなるというのはその通りであります。この振興協会が各地においていくつかの問題と言われるような案件が出てきてますよね。それについてどのような理解をしておられるのか。その点についてお教えてください。

健康増進課長

今委員がおっしゃっている分は日大病院等のことではないかと思えますけれども、私どもも日大病院を振興協会が受入れた段階で医師数がかなり少ないという問題は聞き及んでおります。それが最終的に市立病院の医師の確保まで問題として波及しないかということで、協会の方にお尋ねはしております。ただ協会の方といたしましては、日大の問題と今回の市立病院の医師の確保とは全く別問題に考えておりますので、例えば、今一人派遣している分を引き上げるとか、そういったことはございませんという回答でございますし、今後とも引き続き協会の方もできる限りのことはしていきたいと。ただかなり協会の方も施設をどんどんふやしている状況でございますので、そこら辺も含めまして市に悪影響がないようにということは引き続き念押しをしたいと考えております。

江口委員

まさにそのとおりで日大の練馬ですね、光が丘病院についてはそれこそ昨年末からこの問題はずっと尾を引いてきています。それがありましたから、先の委員会であのような質疑をしたわけです。ただ本部としてはこちらとは切り離して考えているんだというお話がありますが、現実としては地域医療振興協会が抱えている医師の数には限りがありますし、そしてまたお願いができる場所も限りがあるわけですね。どこか新しいところをとってくれば、そこに医師を派遣するために他のところから戻す、そういったこともあり得る訳ですね。またその練馬の光が丘病院に注力しなければならぬからこそこちらの方には力が入らないということもあるかもしれない。また、先の委員会でも言いましたけれど、当初九州では飯塚だけというお話でしたけれど、現実にはそうではなく、長崎にもう1つ拠点ができていると。そちらの方では常勤医師の方はかなり多い状況にあります。これを考えますと、もっともそのあたりついて振興協会と厳しい議論をしなくてはならないと思っています。その前提としては、市の中でその情報共有ができていのかどうかということになるかと思うのですが、市長、副市長はこの振興協会の問題について担当部署からこういったこともあっております、けれども、これこれこういう形で協会とお話をしていますというふうな報告はあっておりますでしょうか。

市長

地域医療振興協会の理事長の吉新先生が定期的にご利用になっておりますからその都度会合を開き、市の要望等に関して、また地域医療振興協会の現状等については、聞いており

ますし、また今日の日大の問題等に関しても私も日大ですがその報の中に出てきているわけで、その問題については特別なかたちで問題として、その当初は向こうの問題であって病院の医師の数の問題ではなかったわけですから、その点に関しては私も別に突っ込んだ話はしませんでしたけれども、今の状況の中では理事長と私との人間関係等を考えたときにはこちら側が負となるような動きをしているというような状況は、考えられないというふうに私は認識しております。

江口委員

きちっと人間関係ができて情報共有も市の中でできていることについては安心をします。そこで先の委員会でお話をしていた分についてお聞かせください。この病院で利益が出た場合に、それをどうやって処理をするのかですね、本体に送金をするようなことがあるのかどうかということに関してはあるというお話がございました。そちらの方で資料等があると思っております。その点について資料要求をさせていただきたいと思っております。委員長においてお取り計らいの程、よろしくお願いたします。

委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求がっております資料は提出できますでしょうか。暫時休憩いたします。

休憩 10:40

再開 10:41

委員長

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求のありました資料については要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

江口委員

もう1点資料要求をお願いしたいと思っております。新病院の建築に関して振興協会自身が、あっては困るんですが30年の間に撤退したりすると困るということで、協定ないし、文書をきちんと取り交わすお話がございました。その点について資料ができておりましたら提出していただきますように、委員長においてはお取り計らいの程、よろしくお願いたします。

委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員からの要求のっております資料は提出できますか。

健康増進課長

提出させていただきます。

委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求のありました資料については要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 10:42

再開 10:49

委員長

委員会を再開いたします。資料が配付されておりますので、ご確認をお願いいたします。

江口委員

今、手元にいただいたのが市立病院の管理運営に関する収支予算書、平成20年度という部分の一部であります。すいません、こちらについて補足説明をお願いできますか。こういった形でということですね。

健康増進課長

まずこの資料につきましては、振興協会が指定管理の申請をした時の中の添付資料でございます。今委員のおっしゃっている部分は事務費の中になりますけれど、中ほどにみなし寄付というところがございます。2504万8千円、これは本部が公益事業をするためにその部分を各持ち施設に経常利益の中から決算賞与を除いた20%を納めていただいて、それを公益事業の方に充てるというような組み立てでございます。

江口委員

これは平成20年度の収支予算書として出てきております。現実にもう既に、このような形でみなし寄付として本部の方へ送金された事実があるのかどうか、あるとすればそれが総額いくらなのか。それぞれお答えください。

健康増進課長

先ほど説明いたしましたように経常利益が黒字でないとみなし寄附というものが発生をいたしません。それで20、21年というのは赤字でございましたので、みなし寄附は発生しておりません。22年度が黒字になりましたので、3200万円ほど支払いをしております。

江口委員

平成22年度のみ3200万円を市立病院の会計の方から、地域医療振興協会本体の方へ送金がなされているということですね。平成23年度については、まだ決算は出ていない状況ではあるのですが、どのような状況になると見込んでおられますか。

健康増進課長

現在の状況で申し上げますと、23年度も黒字の見込みでございますので、いくらかのみなし寄附というのがでてくる予定でございます。

江口委員

いくら利用料金制とはいえ、お約束をしている地方交付税相当額について渡すという部分に関しては、協会側がきちんと私どもと約束をした医師を確保して病院を運営するという部分になされているのであればあり得ると思いますが、他方では設備投資の部分で合併特例債があるとか、いくつかの部分で優遇している分がございます。こういったことを考えると、こういった状況がある中では、その分についてはそれ相応の見直しが必要だと思っております。その点についてどのようにお考えになりますか。

健康増進課長

今委員おっしゃいますように交付税相当分を出した中での黒字ということで、私どももその懸念はございます。それで協会側との話の中では、今後建て替えの部分でかなりの経費がかかってまいりますので、将来の部分を見込んだ中のその分の割り落としができないか、そういったことも含めまして、今検討をいたしているところでございます。

江口委員

わかりました。その検討について、また進行状況について報告の方をお願いいたします。もう1点、建築に関してなんですがこの確約書について説明をお願いいただけますか。

健康増進課長

この確約書でございますが、今回の病院の建て替えに関しまして、指定管理期間というのは30年間になっておりますが、償還もかなりの20年以上の償還期間となります。それで途中で撤退ということがあってはなりません。この確約書の「なお」書きのところからになりますけれども、撤退しても、市立病院を他の医療機関が受けられた場合については、交付税相当分を除いた元利償還金は全部払っていただく、そしてこの病院が廃止、閉院ということにな

れば、全額を払っていただくということで確約書を結んでおります。

江口委員

今確約書を結んでおりますと言われましたが、文書を見る限りでは一方的に振興協会の方が提出した文書と認められます。この文書で十分なのかどうか、その点についての内部協議の説明を求めます。

健康増進課長

この内容につきましては、うちの方から確約書を入れてくださいという形での申し入れの中で、向こうからの確約書の提出となっております。この文面につきましては弁護士の方とも内容を確認させていただいて、これで問題はないということで了解を得ております。

江口委員

この確約書に関しては企業債等の償還金についての負担というふうな記載となっているのですが、このような記載で建設費用すべてについて担保できるというふうなことでしょうか。

健康増進課長

今の段階では、まだ元利償還金については確定した額がございません。毎年協会から負担していただくものも、年次協定の中で額の確定をいたします。その額が確定した段階でこの部分で、また協定を結びますので、その協定で結ばれた額が基本的にはこの金額ということで読みかえられるということでございます。

江口委員

読む限りでは多少心配になるんです。次回の委員会で結構ですので、この部分、弁護士の方に確認をしたというお話がございました。その点について弁護士の見解書でも結構ですので出していただけるようお願いをいたします。あとですね、市の方ではスマート・ウエルネス・シティ構想というふうな形で進んでおりますが、その中で市立病院、そして医師会、飯塚病院等々との役割分担の協議については、どのようになっておられるのか、お聞かせください。

健康増進課長

スマート・ウエルネス・シティ構想につきましては、今事務局を総合政策課が持って、立案のほうを急いでいるところでございます。それにつきましては、健康増進課の関わり合いが非常に強いと思っております。それでその部分については、医師会もそうですし、市立病院、今言われました飯塚病院、各医療機関との連携も必要になってくると思います。その部分につきましては、改めて計画立案段階で協議を進めていく形にはなると思います。

江口委員

新病院の建設がもう間近になっている時期であります。この病院がどのような経営方針でいくのか、これについては確かに設計基本の中には1部ありますが、あくまでも基本方針というのは非常に美しい言葉のみであります。具体的な数字であるとか、役割分担についての協議を進めていただくよう、そしてまたもう1つ大切なのは、この病院がきちんと運営されなくてはなりませんし、その運営の中で振興協会が信頼に足る団体であるというものをきちんと証明していただかななくてはなりません。そしてまた市民の大切な税金を使わせていただく施設であります。だからこそ、そういったことをやっていると思われることがないように、きちんと約束を守っていただくことと、それと先ほど申しました、みなし寄附の部分、本部の方にこの病院の益金の方から2割が送金されるというものについて、改めて見直しを早急にしていただくようお願いをしておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は、掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「高齢者福祉対策について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は、掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「子育て環境について」を議題といたします。「飯塚市立鎮西保育所に係る移譲先法人の決定について」、「街なか子育てひろばの利用状況について」、および「子育て応援情報発信事業について」、執行部の説明を求めます。

保育課長

飯塚市立鎮西保育所に係る移譲法人の決定についてご説明いたします。

今回の移譲法人の募集要項・選考基準・選考につきましては、飯塚市公立保育・幼稚園あり方検討委員会に諮問を行い、平成24年2月15日から3月16日まで民間移譲に伴う法人募集を行いました。応募の結果は、社会福祉法人2法人からの申込がありました。

資料の1ページをお願いします。選考結果について、4月26日に飯塚市公立保育・幼稚園あり方検討委員会から鎮西保育所に係る民間移譲法人候補者について飯塚市伊岐須62-13、社会福祉法人東雲会、理事長白山勝也氏が適当であるとの答申が出されました。

資料の2ページをお願いします。応募法人による保護者へのプレゼンテーション及びヒアリングを実施し選定の結果、選定順位及び選定評価点につきましては、審査項目32項目400点満点で採点が行われ社会福祉法人東雲会及び他の社会福祉法人ともに303点で選定評価点が同点であったため、民間移譲候補者は「移譲先法人の選定及び決定方法」に基づき抽選により社会福祉法人東雲会に決定しております。審査項目の詳細につきましては、6ページの別紙2をご参照ください。内容の説明は、省略させていただきます。

また、選定協議の中で、各委員から民間移譲候補者となる社福祉法人東雲会に対し2つの付帯意見が出されております。資料2ページ中ほどになります。移譲にあたっては、社会福祉法人東雲会・鎮西保育所入所児童の保護者・飯塚市の三者による十分な協議を行い、相互理解に努めること。「飯塚市立鎮西保育所の民間移譲に伴う法人募集要項」に定める飯塚市立鎮西保育所移譲にあたっての諸条件、5ページの別紙1を尊重し、当該保育所の運営にあたること。以上2つが付帯意見でございます。

選考の経過等について、募集要項の決定及び民間移譲先法人の決定に至るまでの経過については、5回の会議を開催し、「飯塚市公立保育所・幼稚園あり方検討委員会規則」等に基づき審議されております。内容につきましては、3ページのとおりでございます。内容の説明は、省略させていただきます。

4ページをお願いします。審議における基本的な考え方について、選定にあたっては、「飯塚市立鎮西保育所の民間移譲に伴う法人募集要項」に定める飯塚市立鎮西保育所移譲にあたっての諸条件、5ページの別紙1及び6ページの別紙2の審査項目に基づき評価がなされ、集計点数が上位の申請者を決定することとし、但し、配点合計が400点の7割280点に満たない場合は、不採択とし、同点の場合は、抽選により決定することを基本事項として選定が行われております。

以上の答申を踏まえ、市として飯塚市立鎮西保育所に係る移譲法人については、社会福祉法人東雲会に決定しました。なお、東雲会はひかる保育園を運営されております。

今後のスケジュールついてですが、今後は平成25年4月1日の移譲に向け、児童・保護者

に不安をまねかないように法人・保護者・市の三者による十分な協議を行い、スムーズな引継ぎができるようにすすめてまいります。なお、法人決定後、5月7日に第1回保護者説明会を開催しております。

以上簡単ではございますが、説明を終わります。

続きまして、街なか子育てひろばの利用状況についてでございます。本年2月から東町商店街の中に開設いたしました「街なか子育てひろば」につきまして、2月は1,561人、3月は2,298人、4月は1,462人で合計5,321人、1日当たり平均86名、約43組の親子の方が利用され、毎日賑わっております。また、出前講座も週2回実施しており2月から4月までに521人、1月あたり174人の方が利用されております。

利用者の声として、「広くてきれい」、「おもちゃや絵本が充実している」、「安心して子どもを遊ばせることができる」、「保育士の先生からの言葉かけや配慮が助かる」など喜んで利用していただいております。また、商店街の方からも、「親子連れを見かけるようになった」と歓迎されており、子育てひろばの利用者親子が商店街を散策する交流事業を4月17日に実施しております。今後も立地条件を生かした取り組みを工夫してまいりたいと考えています。

なお、現在は月曜から金曜日までの開所を実施しておりますが、3月に実施しました利用者アンケート調査では、土曜日の開所を望む声も出ておりますので、前向きに検討したいと考えております。

以上、簡単でございますが「街なか子育てひろばの利用状況について」の説明を終わります。

児童育成課長

子育て情報を集約した、いいづか子育て情報紙を4月15日に発刊いたしましたので、概要をご報告いたします。

子育てを支援する取り組みの一環として子育て情報を集約した「いいづか子育て情報紙すくすく」を平成24年4月から毎月15日に発行いたしております。最新の子育て情報をお伝えすることにより、子育てに優しいまちづくりを進めるものです。内容につきましては、子育て応援情報や子育て支援センター情報、子どもの健康のための保健情報、ブックスタートなどの図書館情報や地区公民館で実施している子育てサロン等の情報を掲載いたしております。配布先につきましては、市内の保育所や図書館など公共施設をはじめ一部のコンビニ・スーパー・病院等にお願ひし、現在116カ所に約3,000部を配布しております。

今後は、子育てボランティア団体から助言を得ることや保護者の方に記事執筆を依頼することなども検討し、より身近な情報紙にしていきたいと考えております。

お手元に今日発行の5月号を配布いたしておりますので、ご一読をお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

江口委員

街なか子育て広場が好評に進んでいることについては、複雑な思いもありますがうれしく思います。問題になるのがほかの場所なんです。やっぱり街なか子育て広場、あれだけの広さ、そして設備備品等がございます。それぞれ保護者の方々にとっては、非常にうれしい形となっているわけですが、残る子育て広場については、これ以降どのような整備をしていくつもりなのか、お聞かせください。

保育課長

今、中核的な街なか子育て広場の利用については先ほどご説明しましたように多い状況になっております。他の施設についても、街なか施設ができたときには若干減った状況もございましたが、今はまた平常に近い利用状況に戻りつつあります。こういった中で、今後各保育所の

施設整備等も含めまして、他の保育所等についても施設の運営のあり方については、いろんな角度から検討してまいりたいというふうに考えております。

江口委員

その部分、できるだけ早期にやっていただきたいと思うわけです。平常のように数字が戻ったといっても言うておられる方々については近いから来るんだけど、本当はこの場所がもっともっと同じような形であってほしいというのは間違いないことだと思っています。飯塚市のエリアというのは、ご存じのように非常に広くあります。移動についても非常に時間がかかる部分がございますので、それ相応の整備について努力をお願いしたいと思っています。

委員長

他に質疑ありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から6件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「ケースワーカー嘱託職員の採用状況について」報告を求めます。

保護第1課長

公募により募集いたしました、ケースワーカー嘱託職員の採用状況につきましてご報告いたします。ケースワーカーの嘱託職員を公募により、本年4月に8名、5月に1名、計9名を新規に採用いたしました。公募にあたりましては、飯塚市ホームページ及び八ローワークへの求人広告で募集を行いました。9名の採用者の内訳は、男性3名、女性6名で年齢構成は、お若い方で23歳、年齢の高い方で61歳となっております。今回の採用により、ケースワーカー数は、57名体制となり、1ケースワーカーの平均持ちケースも89ケースが、81ケースとなり、社会福祉法で示す80ケースに近づくことができました。人員体制の充実により、これまで以上の訪問活動の徹底、不正受給の防止、稼働能力を有する者への就労指導を図り、更なる生活保護の適正化に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが「ケースワーカー嘱託職員の採用状況について」の報告を終わります。

委員長

報告が終わりまりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

江口委員

ケースワーカーが増えて担当ケースが減るというのは非常に望ましいことではあるんですが、数点ちょっと気になる点がございますのでお聞かせください。まず、この嘱託職員でやっておりますが、その雇用については何年という部分の縛りがあるのかどうか。まずお聞かせいただけます。

保護第1課長

初めての嘱託職員の募集でございますので、まず臨時期間をとりあえず3カ月おきまして、通常それで支障がなければ1年の雇用の更新というような形になってまいります。

江口委員

1年ごとの更新というお話ですが上限があるのかどうか、それとをあわせてこの募集に際して資格等のものがあつたのかどうか。公募要件とそしてまた待遇ですね、賃金等についてお聞

かせ願いますか。

保護第1課長

まず嘱託職員の採用に対する年齢は、最高年齢は人事課との協議により嘱託職員については65歳というふうに上限を置いておるところでございます。また、今回の公募による資格要件ということで3点ほどございます。まず1点目が、社会福祉法により厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目のうち、大学等におきまして、3科目以上履修し卒業すること。また2点目が、社会福祉法により厚生労働大臣の指定する行政機関または講習会の課程を修了したこと。また3点目が、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することということで、資格要件はこの3件で募集を図りましたところ、今回採用された9名につきましては、大学等におきまして厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を3科目以上履修した方が、今回の9名全員の採用者というふうになっています。資格要件につきましては以上でございます。賃金につきましては、人事課で規定していますケースワーカーの嘱託職員の賃金というような形になっております。はっきりした金額はちょっと覚えてないんですけども16万数千円でございます。

江口委員

今のお話した中で1年更新なんだけれど上限65歳とありました。ということは更新、更新で65歳まで雇用するケースもあり得るというふうな理解でよいのかどうか。それとあともう1点、賃金が約16万円というお話がございました。これについては昇給とかがあり得るのかどうか、もしあるのならば上限がこのくらいまでというのがあれば、ご案内ください。

保護第1課長

まず更新の方でございますが、まだはっきりしたことは人事課と協議しておりませんが、概ね1年更新をして3年を目安で、再度人事課等と協議をさせていただければというふうに思っております。給料体系でございますけれども、一応定期昇給というのは今のところ考えていません。嘱託職員による賃金というような形で固定の金額というふうに考えているところでございます。

児童社会福祉部長

今嘱託職員を雇用しておりますけれど、これは今保護率が上がり、保護者の方が増えていきます。現在6,800人くらい保護者の方がおられますけれど、これが下がっていけばおのずと嘱託職員の方も必要がなくなってくるので、その時についてはなくしていく形を考えておりますので、その点のご理解をよろしく願います。

委員長

他に質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「筑穂老人福祉センターのボイラー故障について」報告を求めます。

高齢者支援課長

筑穂老人福祉センターの浴場用ボイラーが3月14日に故障したため、施設の浴場利用ができなくなりました。当分の間、浴場利用の代替措置として4月13日、金曜日から週2回、火曜日と金曜日の午後1時から3時半まで筑穂保健福祉総合センターを浴場の代替施設として利用していただいております。なお、現在の利用状況は1日3人から4人となっています。浴場用ボイラーの修繕には約300万円の費用がかかること、利用者が少数であること、また飯塚市公共施設等のあり方に関する実施計画において平成26年度末で廃止することとなっていることから、浴場用ボイラーの修繕は行わず、筑穂老人福祉センターの代替施設を確保していくことで利用者、関係各課等と調整している状況でございます。

以上、簡単ですが報告いたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生の報告について」報告を求めます。

高齢者支援課長

平成24年4月19日、木曜日、午後2時55分頃、高齢者支援課嘱託職員が訪問調査の業務のため利用者宅に訪問するため、飯塚市筑穂支所前の市道長尾・トリバミ線の丁字路を左折しようとしたところ、公用車の右側前方から道路斜行し右折しようとした、中学生が運転する自転車と公用車の左側前部が接触し、相手方が負傷したものです。損害の状況は、市側は人身及び車両に損害はありません。相手方は、左前の腕部分を挫傷し物的損害はありません。現在、この事故に係る損害賠償につきましては相手方と協議中であります。

以上、簡単ですが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

藤浦委員

またかという感じなんですよ。これは委員会や本会議の中でよく報告があっただけですけど、議員はやっぱり皆聞きながらまたかという感じを持っているんですよ。これはうちの厚生委員会の所管の課での報告ですから1件だけなんですよ。これは年間だいたい何件ぐらい全課による交通事故の報告があっただけなんです。本当に多いんですよ。それで今よく報道があっただけの子供の列に車が突っ込んでいます。小学生や小さな子が命を落とすようなことが今たくさん報道があっただけですよ。こういう大きな問題になるとどうするんだという思いがするわけです。私たちもやっぱり車を運転します。ですから何もこの事故を起こしたドライバーだけのことじゃなくて、我が身を振り返ってもやっぱり思うことはあるんですよ。報告は報告で受けますが、事故に至る以前の対応というのは行政はどのようにドライバーに対して、ハンドルを握る機会が多い職員に対しての教育なり啓発をしておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

高齢者支援課長

当課におきましては、毎朝の朝礼で安全運転についての注意喚起をしていたところでございます。またこのような交通事故を起こした職員につきましては、管財課が所管いたします安全運転の指導教室に出席をさせ、反省またこれからの安全運転に注意するように指導をしているところでございます。今後も毎朝の朝礼で、さらに安全運転についての厳重な注意をしていきたいと考えております。

藤浦委員

いつも同じ答えばかりなんですよ。必ずそういうお答えが報告の中でもあっております。これを見るとこの自転車側にも問題はあろうかと思うんです。やはり事故をやるということはお互いの過失というのがそこにはあるわけでしょうけれど、意識の持ち方、自覚の仕方ということで交通事故というのは絶対減らさないと。いくら朝礼で事故を起こすなど、安全運転に徹せというようなことを言われても、やっぱりそういった意識の薄いドライバーは多いんですよ。その辺のところをもう少しきちんと徹底した交通安全に対する意識を植えつけるような教育というのはなされるべきではなかるかというふうに思います。本当に重篤な事故にこれはつながるようなことになったときには、市としては大変な責任を負わなきゃならないということになりますので、できればこういった報告がないような、そういうことを願わずにはおられないわけでありまして、ぜひご努力のほうをひとつよろしく願います。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市障がい者福祉計画の策定について」報告を求めます。

社会・障がい者福祉課長

平成23年度に策定いたしました「飯塚市障がい者福祉計画の策定について」ご報告いたします。この障がい者福祉計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」と、障害者自立支援法に基づく「市町村障害福祉計画」を一体的にまとめたものであり、本市が取り組むべき障がい者施策に関する基本的な考え方、方向性を総合的かつ体系的に示すとともに、施策を実現するための具体的な方策と数値目標を掲げています。

また、国の次期「障害者基本計画」の内容や障害者自立支援法の動向が今年度中に明らかになる見通しであることを踏まえ、この第2期計画を新たな障がい者福祉制度が確立するまでの経過的な性質のものと位置付け、計画の期間は平成24年度から平成25年度までの2年間としております。策定にあたりましては、本市の附属機関であります、飯塚市障がい者施策推進協議会を7回開催して検討、協議をしていただきました。この間、市内に居住する障がい者及び障がい児の保護者約2,300名を対象としたアンケート調査を実施するとともに、1月23日から2月23日にかけて計画原案を公開し、原案に対する市民意見の募集を行いました。これらの結果を反映させたなかで、協議会において計画案を取りまとめていただき、本年3月23日に協議会会長から市長に対して計画最終案の答申を受け、策定に至ったものです。

計画の内容について簡単にご説明いたします。本計画は先ほど申し上げましたとおり、障害者福祉制度が確立するまでの経過的な計画と位置付けておりますが、平成23年8月に改正されました障害基本法の趣旨や障害者自立支援法の改正の内容などを盛り込み、制度改正の動きに対応した計画となっております。計画書の35ページには、計画の基本理念、基本目標を掲げております。また、施策の体系図を計画書の41ページに掲載しております。それから43ページ以下は計画の体系に基づき、具体的な施策を示す各論となっております、105ページ以降には計画を補足するための資料を掲載しております。今後はこの計画に基づき、関係機関と連携をとりながら、本市の障がい者施策を推進してまいりたいと考えております。

以上簡単ではございますが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

森山委員

この1ページの注意事項で障がい者についての障害というのが平仮名になっていますよね。これを読みますと障がい者の基本的人権を尊重しと書いてあるんですけど、平仮名で書くことが心のバリアフリーなるということですけど、漢字の問題ですが子どもたちが字を覚えたりするときにやっぱり障害は障害なんですよ。ここにもいろいろと平仮名で書いてあるんですけど、その意向をもう少し説明していただけないでしょうか。我々が聞かれるときに、こういう状況でなっているんですよと、特に子どもたちと話すときに何でこれは障がいの「がい」はこちらの「害」じゃないんですかと言われる時があるでしょう。何でこういう形にされたのかだけちょっと一言お願いします。

社会・障がい者福祉課長

確かに障害という言葉はございますけれども、この漢字で書きますときのその害という字がなにか悪いものがあるというふうな害という字を使うことに対して、やはり障がい者の方々から障害はやはりその方々の個性であり、害ではない。その方の人格を形成する1つの特徴というふうなものでありますのでその障害の部分に害がある、悪いものというふうなことで表記す

ることは、やはりよくないのではないかというふうなことが今、世間一般にも言われていまして、それでやはり飯塚市といたしましても、この障害のこの害という字を漢字で表記することは極力避けようというふうなことにしております。ただし障害者自立支援法などと言いますように固有名詞で障害というふうに使う場合に限りまして、漢字を使うようにしております。

保健福祉部長

補足させていただきます。障害者の「害」を平仮名にするようになった経緯でございますけれども、合併前の飯塚市の政策推進協議会がございましてその委員さんで障がい児をもってあるお母さんが障がい者の「がい」を障害児とかいうと自分の子どもは害がある子どもではないと、本来からちょっと違うとは思いますが、そういうあまりイメージ的によろしくないというようなことで提案がございまして、私どもも各障がい者団体とも協議いたしまして、各市町村もどのような対応されているのかも調査しましたけれども、障害すべてを平仮名にされているところも1部ございますし、障害の害だけを平仮名にされている市町村もございました。それでこの協議会の政策推進協議会の中で論議していただきまして、障がい者団体とも協議した結果をご報告したなかで、障害者の害だけを平仮名にしたらどうかというようなことで意見がまとまりましてそれ以降、市で使うところについては、障害者の害は平仮名で表記したいということで決定したわけでございます。また、これは障害物競走の害まで平仮名にする必要はございませんので、その内容につきましては、それぞれの意をくんだところで表記させていただくというようになった経緯がございます。

委員長

他に質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市地域福祉計画の策定について」報告を求めます。

社会・障がい者福祉課長

平成20年に策定いたしました、本市の地域福祉計画が平成24年度をもって終期を迎えますことから、次期の地域福祉計画を今年度に策定することとしております。資料の方を準備しておりますのでそちらの方をご覧ください。地域福祉計画とは資料の1ページに示しておりますとおり、社会福祉法第107条に策定が規定された計画で、住民に最も身近な行政が、住民や関係団体等の参加を得ながら、地域のさまざまな福祉課題を解決する取り組みの方針を示す計画です。第2期計画の策定方針についてですが、第1期計画では、さまざまな分野を網羅し広義に地域福祉をとらえていたために、計画の進捗管理方法に課題が残りました。このため第2期計画では、社会福祉分野に限定して、地域の福祉課題を整理し、行政、地域住民、地域関係団体、社会福祉事業者、社会福祉協議会などが連携協力して、解決に取り組むための指針を定めたいと考えております。計画の期間についてですが、第1期計画では5年間としておりましたが、本計画は高齢者、障がい者及び児童等の個別分野にとらわれない総合的な視点で地域の課題をとらえ、その解決を図るという地域の福祉力を高めていく取り組みの方向性を示すものであり、まちづくりは短期にできないことから、第2期計画では、計画期間を10年間、平成25年度から平成34年度までとしたいと考えております。しかしながら、計画策定後も社会情勢の変化に応じて、中間期で見直しを行いたいと考えております。計画の策定にあたりましては、無作為抽出による市民の意識調査や地域で福祉活動を展開しているボランティア団体等の現状把握をおこなったのちに計画案を策定し、市の附属機関であります地域福祉推進協議会における審議を経ます。その後、広く市民の意見を伺ったのちに計画を決定してまいりたいと考えております。計画策定の体制は2ページに、またスケジュール案は3ページのとおりです。簡単ではございますが、地域福祉計画の策定について説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「第28回飯塚国際車いすテニス大会の開催について」報告を求めます。

社会・障がい者福祉課長

第28回飯塚国際車いすテニス大会が筑豊ハイツをメイン会場に昨日の5月14日、月曜日から19日の土曜日までの6日間の日程で開催されています。今年の参加選手数は海外選手90名、国内選手61名の合計151名で、海外選手にあっては過去最多の参加者数を得ています。委員の皆様におかれましても、新しく改修されたコートで繰り広げられる選手の熱戦観戦に、会場へお越しくださいますようにご案内いたします。

以上、簡単ではございますが車いすテニス大会について報告をさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

藤浦委員

すいません、今日は何回もマイクを握っているので不思議な顔をされておりますけれど、私もセレモニーに参加させていただきました。国数で何カ国でしたかね、日本も入れて。

社会・障がい者福祉課長

日本を入れますと19カ国と1地域になります。

藤浦委員

セレモニーの最初に国旗がずっと入ってきました。やはりあれを見ると背筋がピンとするような感じで、特に最後に日の丸が入ってまいりました。日の丸を見ると会場からまた大きな拍手もあり、日本であっているから身びいきもあるんでしょうけれど。それはそれとして、実は私もトイレにいったんですけど、車いすの方が入ってこられて困っているんですよ。隣りでどういうふうになれるのかなと、興味半分じゃないんですけど、なにかお手伝いができればと思うんですけどトイレですからね。つつい声をかけきらずに自分で済ましたような形で、なにかやはり違うんですよ、非常に戸惑う、恥ずかしい、そういった感情というのが伝わってきたもので、非常にこういう方達のセレモニーをするには、ちょっと厳しい状況かなというようなこともちょっと感じたわけですよ。こういうセレモニーというのは今から毎年開催されるときに受け入れる側としては、そういったところの整備というのをきちんとしてあげないとコートだけがよくなったということでは来ている外国人選手というのは、そこでの不便さというのが、とても大きなハンディキャップを抱えているわけですから、いい思いではないんじゃないかなということを感じましたのでね、そういったところも大会事務局等との会合の中でもきちんと言をされて、そういったところをきちんとして整備をしていただくと、今からはそういった方面に気を配っていただくような配慮をお願いしたいなというように思いました。

委員長

他に質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。